

兵庫県環境審議会大気環境部会(令和3年度第5回) 会議録

日 時 令和4年3月28日(月)13:30~14:30

場 所 ラッセホール 5階 サンフラワー

議 題 (1)「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(改定案)に関する県民意見提出手続
(パブリック・コメント手続)の実施結果
(2)「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(改定案)

報告事項 (1)大気等常時監視結果(令和2年度)

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	大久保 規子	委 員	小林 悦夫
	委 員	近藤 明	委 員	高橋 智子
	委 員	泥 俊和	委 員	福島 茂利
	特別委員	石黒 一彦	特別委員	住友 聰一
	特別委員	新澤 秀則	特別委員	原岡 謙一
	特別委員	増原 直樹	特別委員	山根 浩二
欠席者	副 会 長	中瀬 勲		
	委 員	足立 光平	委 員	幸田 徹
	委 員	堂本 艶子		
	特別委員	森山 正和		

説明のために出席した者の職氏名

農政環境部環境管理局長	菅 範昭	温暖化対策課長	上西 琴子
温暖化対策課副課長兼推進班長	満月 卓	温暖化対策課計画班長	中村 靖英
水大気課長	山本 竜一	水大気課大気班長	平野 智也

会議の概要

開 会(13:30)

- 冒頭、環境管理局长から挨拶がなされた。
- 温暖化対策課副課長から委員13名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題 (1) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(改定案)に関する県民意見提出手続
(パブリック・コメント手続)の実施結果

事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。

(資料1、2、3、4、5)

(主な発言)

(増原委員)

1点目、資料2の通し番号で52番(7ページ)【ご意見を反映しました】の、新築改築のタイミングで、太陽光発電のメリット等普及啓発が必要ということで修正した、とあるが建築確認の申請を受ける自治体(市町)の窓口も合わせて記載した方がより効果的だと考えられるので検討していただきたい。

2点目はコメントに近い。この計画に対して県民の意見を反映するという意見を多くいただいている。特に127番で、審議会2回開催での意見の募集のみで終わらせずに、タウンミーティング等意見を聞く取組を実施すべきということで、【引き続き検討】となっているが、私も高校生或いは大学生といった若い世代に対しても、このような意見を聞く取組を積極的に実施していただきたいと考えるので、その点も強調していただければと思う。

(温暖化対策課長)

1点目の意見については、書きぶりを少し考えて修正をさせていただきたい。2点目については、回答のとおり【引き続き検討】ということで取り組んでいきたい。

(新澤委員)

資料2の6ページの一番下「自家消費型住宅用太陽光発電の設置効果も分かりやすく記載すべき」という意見があるが、これは行政として把握可能か。

資料3と本文の再生可能エネルギーの導入目標のところ、レジリエンスの向上という言葉が新しく入ったような気がするが、これは難しい言葉で、菅局長が冒頭に言われた現在のような状況で化石(燃料)に頼っていると、非常に経済混乱をきたすのに対して、再生可能エネルギーが国際的な混乱の影響を受けなくて済むという意味合いで使っているのかどうかを確認した

い。また、難しい言葉なので本文の方に脚注を入れたらいいと思う。

(温暖化対策課長)

1点目、自家消費型の太陽光発電の実績が把握できるかどうかは、確かに、今のところは把握をするのは難しいが、今後また検討して参りたい。

レジリエンスという言葉については、資料4の22ページの下の方に、※印の6番レジリエンスという言葉で脚注をつけてはいるが、ただこれも大変わかりにくい脚注であるので、ご指摘のように、もう少し噛み砕いた言葉にさせていただくのがよいと思う。

(新澤委員)

その脚注には気づかなかった。離れたところなので、別に脚注を加えた方がよい。

(西村部会長)

本日の委員の意見を踏まえて事務局において計画案を、修正してほしい。
この修正の確認については、部会長の私に、ご一任いただいた上で、部会の決議ということにさせていただきたいと思うがよろしいか。

[異議なし]

報告事項

(1) 大気等常時監視結果（令和2年度）

事務局（水大気課大気班長）からの説明を聴取した。

(資料6)

(小林委員)

1点目、4ページの光化学オキシダントについては、兵庫県のみならず全国的に環境基準非達成になっているが、県というより国がどのような考え方で今どんな検討をされているのか。環境基準の設定そのものに問題があるのではないか。これは以前から少し議論にはなっていたと思うが今どんな現状なのかを教えていただきたい。

もう1点、6ページの自動車騒音のところ、環境基準を超えている場所が、国道2号線と国道9号線と中国自動車道の3地点のみ。これについて、なぜ騒音が基準を超えているのかの原因と、具体的な対策についてどのような考えか。

(水大気課長)

1点目の光化学オキシダントは、現在、北海道の一番きれいな地点を除いてすべて基準を達成していないというような状況であるが、新たな評価方法等について、国の方で検討が始まっ

たと聞いている。検討状況については、別の機会でも報告したいと思う。

もう1点、自動車騒音の国道2号線、国道9号線そして中国自動車道の佐用町の3地点については、毎年調査をしている地点である。原因等について詳細な分析を行っている訳ではないが、大型トラック、大型商用車等の通行といった要因もあると思っている。

(小林委員)

ぜひこの辺は調べていただきたい。光化学オキシダントは私が担当していた時期から原因がほとんどないような地域でも超えていた。つまり自然的な問題なのか、それともオキシダントの測定法に問題があるのか。この辺をもう一度詰めていただきたい。確か調査をしていたと思うが、その後どうなったか私もよく聞いてないので、できたら国にもう一度再確認していただきたいのが1点。

2点目の、騒音について、3地点しかないというのであれば、やはり大気担当としてはなぜなのかをはっきりと押さえてほしい。2号線は渋滞だと思うが、渋滞だとしたら交差点の所で道路構造を改善するしかない。その辺が検討されていたと思うがその後どうなったのか。それから9号線と、佐用町の中国自動車道はいわゆる道路上の問題で渋滞が起こっているのだと思う。その渋滞解消をどう対応するのか、もう少し詰めていただきたいし、道路担当の方と協議をぜひお願いしたい。

(住友委員)

6ページの自動車騒音、7ページの新幹線騒音のところ。国道2号はおそらく上郡の梨ヶ原のデータだと思う。中国自動車道の佐用は県の西端であるから、速度が高いだろう。9号については、どこか。

(大気班長)

国道9号は新温泉町の竹田である。

(住友委員)

あのあたりなら、スピードが速い。確か2号線の梨ヶ原のところは道路が狭いし大型車が多い。これは20何年前と変わってないだろう。家が建ってないので壁も建てられない。

(大気班長)

特段、状況が変わったということは聞いていない。

(住友委員)

新幹線の方だが7地点中5地点で達成している。基準を超えている地点は太子町ではないか。

(大気班長)

太子町でも超過している。

(住友委員)

太子は確かに速いし、壁がないのではないかと。本当は壁を建てなければならない。基準超過地点については、県として、壁を建てさせるなど、JRに要望したらいいのではないかと。

(大気班長)

JRとは定期的に意見交換しているので、伝えておく。

(大久保委員)

国の検討状況について、補足する。国では、光化学オキシダントをオゾンに変えて基準を設定することも含めて、ここ数年、かなり丁寧な分析を行っており、その結果健康影響に関する新しい知見が蓄積されている。それを踏まえた基準をどのレベルに設定するかという考え方についても議論が進められている。その中で、重要なことは、従来の光化学オキシダントの基準がかなり安全側に見積もられているのは確かであるが、仮に先進国の中で、1番緩い基準を用いたとしても、日本のかなりの地域が、その基準を超えている。その原因については、国内での原因と国外からの原因の両方があり、どの部分が、どの程度寄与しているかについてもシミュレーション分析で明らかになってきているが、近隣国からの流入については、VOC対策、PM2.5対策の両方をバランス良くやらないと減らないということがわかっている。

オゾンについては、日本だけでなく世界の中でアジア地域全般のレベルが高い。また、関西については、国内でも高い方に分類されるということもわかっている。国内対策で、できる部分については、引き続き兵庫県内においても対策が必要と考えている。新たな基準の設定あるいは、知見を踏まえた対応が、アジアの協力等の国際的対応を含めて求められている。

(山根委員)

航空機騒音のところ、大阪国際空港の騒音は令和2年度には基準を下回っており、この理由が、航空機の発着便数が減ったということだが、どのくらい便数が減ったのか。令和元年度に比べてどのくらい減っているのか分かれば教えていただきたい。

(大気班長)

手元に詳細な資料がないため、確認の上、後ほど報告させていただく。

(福島委員)

7ページのダイオキシンについて、ダイオキシンが発生する地点から、現在測定を行っている2地点はどのくらい離れたところにあるのか。

(大気班長)

測定地点は赤穂市役所と洲本市役所の2地点であるが、それぞれの測定局と直近の発生源との距離については、データを持ち合わせていない。

(福島委員)

ダイオキシンについては、発生源からの距離が500mなのか、1kmなのかで影響が違ってくるので、それが重要ではないか。

(西村部会長)

6ページの自動車騒音の本文から超過しているのが3地点であることは分かるが、国道2号も9号も長い。中国自動車道は佐用町と書いてある。過去には地点が明示されていることもあったのではないかと思う。これを国道2号、9号で基準超過というのであればあまり軽々なことではないと思う。県民から見たら疑問を持たないか。

(大気班長)

実際の公表資料では、後半の資料編に詳細な場所も含めて記載はしているが、どちらも非常に長い道路になるので、本文を読んでも地域が分かるような形に今後改めようと思う。

(閉会)